

東京消防庁 消防相互応援協定 海老名市

協定締結日 平成31年3月25日

(総則)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災等を受報し、又は覚知した場合は、原則として応援側から1隊以上出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず、甲乙いずれかの管轄区域内に大火災、大規模災害等が発生し、応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数については、応援側において決定するものとする。

(応援出場隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、全て現場の被応援側最高指揮者（以下「指揮者」という。）の指揮に従うものとする。

(応援出場隊の報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成31年4月1日から効力を生ずる。

平成31年3月25日

東京消防庁
消 防 総 監
村 上 研 一

海老名市長
内 野 優

別表

自動車専用道路普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	海老名市側の応援区域
なし	東名高速道路上り線のうち 海老名インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの東京消防庁の管轄区域